

岐阜県試験研究機関受託研究実施要綱

岐阜県商工労働部長通知

制定 平成26年4月1日 産技第10号

最終改正 令和5年3月28日 産技第486号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の試験研究機関が委託を受けて行う研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 試験研究機関 岐阜県の10試験研究機関（保健環境研究所、産業技術総合センター、食品科学研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所、農業技術センター、中山間農業研究所、畜産研究所、水産研究所、森林研究所）をいう。
- (2) 所長 試験研究機関の長をいう。
- (3) 受託研究 試験研究機関が委託を受けて実施する研究をいう。
- (4) 申請者 試験研究機関に対し、研究を委託する者をいう。
- (5) 受託研究契約 所長と申請者で締結する受託研究に関する契約をいう。

(受託研究の対象)

第3条 この要綱の対象は、国の機関及び特殊法人、地方公共団体、民間企業等が試験研究機関に委託する全ての研究とする。

ただし、国の機関及び特殊法人、地方公共団体等の制度（以下「各制度」という。）を活用し、各制度の実施要綱等の規定に基づき実施する受託研究は除くものとする。

(受託の基準)

第4条 試験研究機関が受託できる研究は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業技術の開発を促進するために必要又は有益であると認められるもの
- (2) 試験研究機関が行う試験研究と関連して実施することが必要又は有益であると認められるもの
- (3) 試験研究機関の施設若しくは機器又はその職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、所長が試験研究機関で実施することが特に必要又は有益であると認めるもの

(委託の申請)

第5条 試験研究機関に対し、研究を委託しようとする場合、申請者は、所長に研究の委託を申請しなければならない。

(受託研究契約等)

第6条 所長は、前条に規定する申請があった場合において、受託研究を実施することが適当であると認めたときは、受託する旨を申請者に通知するとともに、申請者と受託研究契

約を締結するものとする。

2 所長は、前条に規定する申請があった場合において、受託研究を実施することが適当でないと認めたときは、受託しない旨を申請者に通知するものとする。

(受託料の納付)

第7条 申請者は、所長と前条第1項に規定する受託研究契約を締結した場合、別に指定する期日までに同契約に定める受託料の全額を県に納付しなければならない。

(受託研究の中止)

第8条 所長は、試験研究機関の業務に支障が生じるとき、又は天災その他やむを得ない理由により受託研究を継続することが困難と判断したときは、当該受託研究を中止することができる。

(受託料の精算)

第9条 所長は、受託研究を中止したときは、速やかに受託研究契約に定めるところにより受託料を精算するものとする。

(研究結果の報告等)

第10条 所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかに受託研究の結果又は経過を申請者に通知しなければならない。

(特許出願等)

第11条 所長は、受託研究に従事する試験研究機関の職員等が、受託研究について発明を行った場合には、岐阜県服務規程（昭和30年訓令甲第53号）及び岐阜県職員の職務発明等に関する規則（昭和53年規則第76号）に基づき、必要な手続きを行わせるものとする。

(研究成果の公表等)

第12条 所長は、申請者の承認を得て成果を公表することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、受託研究の実施に関して必要な事項は、商工労働部産業イノベーション推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。